

専門実践教育訓練 明示書

2025年4月30日

講座の名称	理学療法学科 夜間部				
実施方法	① 通学（昼間・夜間・土日） ② 通信 スクーリング（回数 回）				
指定講座番号（15桁）	1310015	—	2510011	—	3
講座の創設年月日	1973年 4月1日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間	過去一年の講座実績	入講者数（19人）	修了者数（25人）
2028年3月31日まで					
訓練期間	48ヶ月		総訓練時間	3120時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		☒ 業務独占資格・名称独占資格（理学療法士）			
		☐ 職業実践専門課程（ ）			
		☐ キャリア形成促進プログラム（ ）			
		☐ 専門職大学院（ ）			
		☐ 職業実践力育成プログラム（ ）			
		☐ 情報通信技術関係資格（ ）			
		☐ 第四次産業革命スキル習得講座（ ）			
		☐ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科（ ）			
		教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		厚生労働省または文部科学省が指定した理学療法士養成校において3年以上知識や技能を修得した者			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		医療分野リハビリテーション部門等、社会福祉分野デイケア部門等、在宅訪問リハビリテーションサービス等、フィットネス・スポーツトレーナー業界等			
2. 教育訓練の内容					
教科（カリキュラム）		時間	使用教材名		
科学的思考の基盤・人間と生活		240	各科目担当教員が指定するもの		
人体の構造と機能および心身の発達		420			
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進		420			
保健医療福祉とリハビリテーションの理念		60			
基礎理学療法学		180			
理学療法管理学		30			
理学療法評価学		210			
理学療法治療学		600			
地域理学療法学		60			
臨床実習		900			
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）					
①受講するに当たって必要な実務経験等		特になし			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		高等学校卒業以上			
③その他					

〔特記事項〕

受講開始日：2026年4月1日
※2025年4月からの指定講座のため、「4.教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況」については未記載とする。
※第6期までの受講料が給付の対象となる（第7期・第8期は対象外）

専門実践教育訓練明示書

2025年4月30日

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	人	受験率(③/②)		%
④ ③のうち合格者数	人	合格率(④/③)		%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	人			
		就職・在職率(⑤+⑥/②)		%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人		
	2 非正社員、派遣社員	人	②A: 就業者計	
	3 その他の就業(自営業等)	人		
	4 非就業	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	人	④A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	人		
	3 その他の就業(自営業等)	人		
	4 非就業者	人	④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	
	2 1割以上3割未満増加した	人		
	3 1割未満増加した	人		
	4 変わらない	人		
	5 1割未満減少した	人		
	6 1割以上3割未満減少した	人		
	7 3割以上減少した	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	⑥の回答数合計	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人		
	3 社内外の評価が高まる	人		
	4 早期に転職・再就職できる	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	人		
	7 趣味・教養に役立つ	人		
	8 その他の効果	人		
	9 特に効果はない	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人		
	4 就職していない	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	人		
	3 どちらとも言えない	人		
	4 やや不満	人		
	5 大いに不満	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合)	カリキュラムの進行に応じた6ヶ月ごとの前期・後期期末試験を実施し、各科目の到達度を確認している。
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)		6ヶ月ごとの各科目出席率が2/3以上で各科目期末試験受験資格を得て、その期末試験において60%以上の得点の者に対して各科目の単位取得を認定する。(本学学則成績評価に関する規定第4条第3項8項)	
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		カリキュラムの進行に応じた6ヶ月ごとの前期・後期期末試験を実施し、各科目の到達度を確認している。	
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)		6ヶ月ごとの各科目出席率が2/3以上で各科目期末試験受験資格を得て、その期末試験において60%以上の得点の者に対して各科目の単位取得を認定する。(本学学則成績評価に関する規定第4条第3項8項)	
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		カリキュラムの進行に応じた6ヶ月ごとの前期・後期期末試験を実施し、各科目の到達度を確認している。	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		定期的な学生面談の実施や学習相談を随時受け付け、希望に応じて個別指導を行っている。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		国家試験に向けた受験対策や求人情報の開示、就職活動説明会を実施している。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 日本リハビリテーション学舎 (代表者名: 山田 千鶴子)		
住所及び連絡先	東京都小金井市中町2-22-32 TEL 042-384-1030		
施設名称及び施設長名	専門学校社会医学技術学院 (施設長: 深井 牧子)		
住所及び連絡先	東京都小金井市中町2-22-32 TEL 042-384-1030		
苦情受付者	氏名 古庄 昌彦 所属 庶務課	事務担当者	氏名 岡山 紗季 所属 庶務課
連絡先	TEL 042-384-1030	連絡先	TEL 042-384-1030
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 2,760,000 円		
支払い方法			
① 一括払	① 入 学 料 (税 込 額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	360,000 円	
② 分割払		2,400,000 円 (第1期 300,000 円 第2期 300,000 円 第3期 300,000 円 第4期 300,000 円 第5期 300,000 円 第6期 300,000 円 第7期 300,000 円 第8期 300,000 円) (うち、必須教材費 円)	
③ 両方可	② 受 講 料 (税 込 額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 1,320,000 円		
	① 任意の教材費(税込額) 円		
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 円		
	③ 施設維持費(税込額) 720,000 円		
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 600,000 円		
	3. 総額 (1+2) (税込額) 4,080,000 円		